

■各団体からの御意見等の一覧【午前の部】

No.	団体名	R6 御意見等の内容	R6回答
1	公益社団法人島根県視覚障害者福祉協会	<p>(1) 視覚障害リハビリ支援センター設置について</p> <p>視覚障害者が地域社会で自立した生活を送るためには、安全な移動のための歩行技術の習得と、情報を自ら収集し他者に伝えられることが必要です。それら訓練は、障害者個人にあった形式で、繰り返し行う必要があり、専門的知識・技術を有した人的サポートや環境整備が必要です。さらに歩行技術やデジタル機器操作等を習得した後にも定期的に技術の見直しや補正が必要となり、一回だけの訓練にとどまりません。</p> <p>現在の待機者は、東部で歩行 3名、点字 4名。西部で歩行 9名、点字 3名、コミュニケーション5名と昨年度と比較するとほぼ倍増しています。</p> <p>6月4日の島根県知事定例記者会見、6月9日の島根県視覚障害者福祉協会結成75周年記念大会で丸山知事が、「来年度予算で歩行訓練士の不足問題に対応する。」とありました。</p> <p>また、令和6年度から令和11年度を計画期間とする障がい者基本計画にも「視覚障がい者が、必要な時に、日常生活や歩行の訓練を受けることができるよう体制の充実を図ります。」とあります。現在も訓練を受けたくてもすぐに受けられない状態が継続していますので、早急な対応をお願いします。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>県では視覚障がいのある方への支援として、島根県地域生活支援事業の「視聴覚障がい者リハビリテーション事業」において、歩行訓練や点字指導等を行う事業を実施していますが、待機者がいることは承知しています。</p> <p>訓練を実施しておられるライトハウスライブラリーや西部視聴覚障害者情報センターと協議を行い、歩行訓練士の育成や体制の充実を図れるよう現在検討しているところです。</p> <p>また、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者の情報アクセシビリティ向上のため、ICT機器の利用を支援する総合的なサービス拠点の整備についてもあわせて検討してまいります。</p>
2		<p>(2) 読書バリアフリー法に基づく基本計画の実施について</p> <p>令和6年度からの障がい者基本計画に読書バリアフリー法に基づく計画が位置づけられました。この計画を着実に実施していただきたいことと、視覚障がい者が最寄りの県立、市町村図書館において対面朗読サービスを受けたり、幼児・児童向けに触って楽しめたりする図書が充実するなど、読書環境の整備を要望します。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>視覚障がいのある方が、地域においてより身近に読書を楽しんでいただけるよう、ニーズの把握やサービスの提供方法等を県立図書館や公立図書館等との連携を図りながら、読書バリアフリー法に基づいて策定した計画を着実に実施し、読書環境の整備に努めてまいります。</p>
3		<p>(3) 福祉サービスの市町村格差の解消について</p> <p>同行援護、移動支援事業所ならびにホームヘルパー制度の充実が図られるよう、特に山間地の事業所の介護報酬単価の引き上げを国に対して要望していただきたい。</p> <p>また、各市町村で支給対象としている日常生活用具対象用具を調査していただき、その情報を各市町村に提供し、市町村における日常生活用具給付事業が格差なく実施されるよう指導をしていただきたい。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>中山間地域や離島といったへき地においては、訪問系サービスの提供効率が悪く、事業者にとって採算を確保することが難しいという実態があることは認識しています。</p> <p>へき地におけるサービスを維持していくため、特別地域加算の加算率の引上げなどを国に要望していますので、今後の国の対応を注視していきたいと考えています。</p> <p>また、日常生活用具については、各市町村における地域の実情などを踏まえた上で、対象とする用具が各市町村の要綱に定められており、それに基づき、給付事業が実施されているところです。各市町村の取組状況等を共有していただけるよう情報提供してまいります。</p>
4	島根県ろうあ連盟	<p>① 島根県手話言語条例について</p> <p>手話言語条例制定運動については全国では500を超える県、県議会に要望しているが、本県ではまだ成立されていない。多くの自治体でその必要性を理解され、聴覚障害者への理解促進に取り組まれている。島根県においても制定に向けて取り組んでもらいたい。手話言語条例制定の目的は(1)手話を学ぶ機会の確保(2)手話を用いた情報発信(3)手話通訳者等の確保、養成等(4)学校における手話の普及(5)事業者への支援(6)ろう者等による普及啓発(7)手話に関する調査研究 この件について健康福祉部長のご意見はいかがでしょうか。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>聴覚に障がいのある方が、手話によって円滑にコミュニケーションを図ったり、必要な情報を得られるような環境づくりは、条例の有無にかかわらず、大切なことです。</p> <p>県としては、今後も手話通訳者の養成や派遣、手話の普及・啓発等に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、現在すべての都道府県知事が「手話を広める知事の会」に参加し、手話言語法の制定を国に求めているところです。引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。</p>

■各団体からの御意見等の一覧【午前の部】

No.	団体名	R6 御意見等の内容	R6回答
5	島根県ろうあ連盟	<p>②障害者差別解消支援地域協議会構成メンバーについて</p> <p>島根県では、障害者差別解消支援地域協議会構成メンバーに、聴覚障害者の代表が選ばれていません。聴覚障害者に関わるトラブルが多く起きています。「障害者差別解消法」の趣旨を考えると、身体障害者団体連合会としてまとめた代表ではなく、当事者団体(視覚障害者、聴覚障害者、盲ろう者、肢体障害者)それぞれをメンバーに入れていただきたいです。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>県障害者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法に基づき、相談が寄せられる関係機関の取り組みを効果的かつ円滑に行うために設置し、委員として関係7機関の課長のほか、令和2年1月には新たに「島根県障がい者施策審議会委員のうち当事者を代表する者」を委員に追加しました。 (県精神保健福祉会連合会、県身体障害者団体連合会、県手をつなぐ育成会、県重症心身障害児(者)を守る会、全国膠原病友の会島根県支部、県自閉症協会) 追加した趣旨は、障害者基本法にもとづき別に設置している「島根県障がい者施策審議会」の委員として10年以上施策の推進に関わっている連合会等の障がい者団体の知見や経験を活用するというものです。 ご意見のあった4つの当事者団体につきましては、身体障害者団体連合会の構成8団体の中に含まれており、連合会として各当事者団体の状況をふまえて地域協議会に参画されるものと考えておりますが、要望の趣旨を踏まえて関係機関と相談してみたいと思います。</p>
6		<p>③福祉避難所について</p> <p>緊急事態が発生した時、聞こえない人は最新の情報入手が困難になります。聴覚障害者専用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)を災害時に役所など、福祉避難所に指定される場所に設置できるようにお願いいたします。しかし県内市町村によっては、まだ福祉避難所の指定がない自治体がありますので、緊急時に情報提供ができるよう住民や行政関係者への手話学習会の開催をお願いいたします。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、障がいの種類や程度に応じて、防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の充実、設備又は機器の設置を推進することとされています。 緊急事態が発生した時に、福祉避難所等で聞こえない人が情報入手できるよう「アイ・ドラゴン4」等の情報受信装置の設置や福祉避難所の指定については、防災を担当する部局と連携しながら、福祉施設や避難所を管理する市町村へ伝えてまいります。</p>
7	島根県難聴者協会	<p>補装具および日常生活用具の支給について</p> <p>①補装具支給対象となっている補聴器ですが、近年は技術の発達により機器が格段に進歩しており、それに伴い価格帯もかなり広がっています。しかしながら基準額が依然として低いままとなっています。現状に合わせた基準の見直しを求めます。デジタル補聴器の項目を設けていただきたい。</p> <p>②補聴器の種類によっては、電池式のものや充電式のものがあります。人工内耳においては、充電器の交換が認められていますが、補聴器は認められていません。補聴器も認めるよう改善をお願いします。</p> <p>③学生における学校の授業や、社会人における会議や講演などで、補聴器のみで聞くことはかなり困難であります。そこで、ワイヤレスマイクを使用したデジタル補聴援助システムがあり、離れたところでも明瞭に聞くことができます。ところが、この品目に該当する項目が見当たりません。この場合は特例補装具になるのでしょうか。聞き取りが困難なことは死活問題であり、是非とも支給を認めていただくようお願いいたします。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>①②補装具費に係る各項目や基準額については、厚生労働省が示す告示によって定められております。令和6年度においても告示が改正され、物価高騰等を踏まえ、ほぼすべての種目で価格改定が行われ、補聴器についても価格が見直されたところです。 補聴器について、充電器の交換が認められていない理由は、同等安価の考えによるためと国の担当者から聞いておりますが、実態とそぐわない点につきましては、国へ伝えてまいります。</p> <p>③重度難聴用耳かけ型補聴器については令和4年度告示改正に伴い、受信機、オーディオチューン、ワイヤレスマイクを必要とする場合は補装具費の支給対象とされています。 重度難聴用耳かけ型補聴器以外については、障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により必要が生じた場合は特例補装具となる可能性もあり得ますので、各市町村へ相談をしていただきますようお願いいたします。</p>
8	日本オストミー協会	<p>日常生活用具給付等事業について</p> <p>ストーマの種類 ○消化管ストーマ コロストミー イレオストミー ○尿路ストーマ ウロストミー ○消化管及び尿路の両方のダブルストーマ</p> <p>上記の3種類がありますが、一律給付では到底間に合いません。県から市町村に対して、全国並みに給付金支給を行うように指導をお願いします。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>日常生活用具のストーマについて、月額で支給される補助基準額を県で確認したところ、全国平均と県平均とは、ほぼ同額でありましたが、実際にストーマを利用されている方が日常生活を円滑に過ごされるうえでは大切な用具であると理解しておりますので、実態にそぐわない点につきましては市町村へ伝えてまいります。</p> <p>(参考) 全国平均(R2年度国の日常生活用具給付等事業実態把握報告書) 消化管ストーマ:9,199円 尿路系ストーマ:12,052円 島根県平均(県内19市町村) 消化管ストーマ:9,138円 尿路系ストーマ:11,588円</p> <p>【購入額】 消化管ストーマ:約1,000円(3～5日で付け替え) 尿路系ストーマ:約1,000円(3～5日で付け替え) その他ケアアクセサリー等雑費</p>

■各団体からの御意見等の一覧【午前の部】

No.	団体名	R6 御意見等の内容	R6回答
9	島根県腎友会	<p>災害時の透析患者の医療救護活動のマニュアル等の制定について</p> <p>先の能登半島地震は地域に甚大な被害をもたらしました。透析においては電源喪失、断水等により透析が困難な状況となりましたが、行政や透析医会、DMATとの連携活動により透析患者は、石川県内はもちろん隣県の福井、富山県内の施設に広域搬送されたと聞いています。島根県におかれましては、行政と透析医会との連携、情報交換等により災害時の透析患者の医療救護活動を円滑に展開できるようマニュアル等の作成を要望いたします。</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>島根県では、現在、島根県透析医会、島根県臨床工学技士会と定期的に会合を行い、災害時の透析医療に関して協議を行っています。災害時の関係機関の円滑な連携に向けて、令和6年8月に連絡先リストや情報収集フロー図を作成し、関係機関で共有したところです。今後は具体的なマニュアルの作成に取り組んで参ります。</p>
10	しまね盲ろう者友の会	<p>(1) 認定調査について盲ろう者の障害が理解されず、現状と合致しない介護度になっている。盲ろう者の障害特性を理解し加算するよう市町村に指導していただきたい。</p> <p>認定調査の項目が認知症の有無が基本なので、障害者の認定調査と合致していないことが問題。認定調査の際、盲ろう者の障害特性(見えない、聞こえない)ことを理解してもらえよう調査員に話し加算していただきようお願いしているが現状は全く加算されていないことが多い。全く聞こえず全く見えず、さらに下肢にもマヒがある方の例です。自立心旺盛な方で、できるだけ自分でできることはされます。しかし、やけど等の心配があるため、お湯を沸かしたりポットから注ぐことはできないので温かいお茶やコーヒーは飲めず、いつも水道水を飲む。毎日の食事は配食サービス。しかし見えないので何を食べているか全くわからない。お腹が満ちるだけ。家の中はおしりでイザって移動するのでタコや褥瘡ができています。しかし認知機能に異常がないのでその方の介護度は支援1です。あまりにも現状とかけ離れた介護度です。盲ろう者にかかわっている方の意見を聞くなどしていただき、盲ろう者の障害特性を加算するように指導していただきたい。</p>	<p>【高齢者福祉課・障がい福祉課】</p> <p>要介護度を決定するための認定調査は、認知症の有無のほか、全般的な心身の状態を踏まえて行われますが、状態そのものの評価というよりは、本人への介護の必要度(どのくらい介護サービスを行う必要があるか)を判断する観点で行うものです。したがって、病気や障がいの重さと要介護度とは必ずしも一致しません。</p> <p>なお、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなりますが、障がい福祉サービスの受給者が65歳に達しても、介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合は、介護保険サービスと障がい福祉サービスを併用することや、障がい福祉サービスを引き続き利用することが可能とされていますので、ご意見にあるとおり、障がい特性に応じたサービスの利用が必要な場合には、65歳以降も障がい福祉サービスを利用することが可能と考えられます。</p> <p>このことについては、これまでも市町村に周知していますが、引き続き、市町村に対する実地調査等の機会を通じて適切な運用が図られるよう指導・助言してまいります。</p>
11		<p>(2) 65歳になると介護保険への切り替えになるが、今までグループホーム等で生活していた方が65歳になったからと施設を追い出される形になるのは理解しがたい。もう少し障害者に寄り添った移行期間など十分にとっていただくよう市町村に指導していただきたい。</p> <p>64歳までは障害区分、65歳からは介護保険に変わるため相談員(ケアマネージャー)も変わる。またサービスも変わるため盲ろう当事者は戸惑いが多くなる。盲ろう者は情報弱者でもあるため、急激な変化に対応できない場合もある。急激な変化は当事者が困るという理由から65歳になっても障害区分のまま保留する市町村もある。障害者に寄り添った制度の運営、移行期間を設けていただくよう指導していただきたい。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、介護保険サービスが原則優先されることとなりますが、障がい福祉サービスの受給者が65歳に達しても、介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合などは介護保険サービスと障がい福祉サービスを併用することや、障がい福祉サービスを引き続き利用することが可能とされています。</p> <p>このため、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、本人の意向等を確認した上で、個々の状況に応じた支給決定がなされることが重要と認識しています。</p> <p>また、65歳以降に障がい福祉サービスから介護保険サービスに移行する場合は、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間等を考慮して、65歳になる前の適切な時期から介護保険制度について丁寧に説明することが重要と考えられます。</p> <p>これらのことについては、これまでも各市町村に周知していますが、引き続き、市町村に対する実地調査等の機会を通じて適切な運用が図られるよう指導・助言してまいります。</p>
12		<p>(3) 盲ろう者の生活訓練事業の予算を付けていただきたい。</p> <p>他の障害者団体には生活訓練事業の予算がついているが、盲ろう者にはついていない。盲ろう者は進行性の病気を持っているため、今まで見えていたことや聞こえていたことが急にできなくなります。弱視ろうの方で、今までメールなどで通訳介助の依頼などや職場での職員との意思疎通をしていますが、急に全く見えなくなりメールを打つことも見ることもできないので通訳介助依頼や意思疎通の方法ありません。点字を勉強したいとの要望で視覚障害者の生活訓練事業が受けられるか確認したところ、待機者が多いため、なかなか順番がこない(山陰中央新報社新聞記事にも掲載あり)。また、家事(炊事、洗濯など)の生活訓練をしたくても視覚障害者の生活訓練事業は順番待ちの状況。聴覚障害者の生活訓練事業は講演会が中心で個別の生活訓練は実施していないと回答されました。</p> <p>盲ろう者の現状として至急対応しないと意思疎通や日常生活が送れない状況にあります。生活訓練の予算がないため、盲ろう者向けの生活訓練事業費の項目を設け、予算を付けていただきたい。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>島根県地域生活支援事業で「視聴覚障がい者生活リハビリテーション事業」を実施しており、この事業の中で、盲ろう者の方への支援としてライトハウスライブラリー、西部視聴覚障害者情報センターが点字学習、生活訓練等の相談・対応を実施していますが、待機者が多いことは承知しております。</p> <p>盲ろう者の方を含め、希望する方が生活訓練等を受けられるよう、体制の強化について現在検討しているところです。</p>

■各団体からの御意見等の一覧【午前の部】

No.	団体名	R6 御意見等の内容	R6回答
13	島根県身体障害者団体連合会	<p>(1) 島根県身体障がい者等用駐車場利用証制度(思いやり駐車場制度)の協定施設の拡大や駐車区画の増設、適正利用の周知について</p> <p>①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、令和7年6月1月から施行されることになった。この政令改正を契機に、県として今まで以上に協定施設の拡大や区画の増設の強化を図っていただきたい。</p> <p>②思いやり駐車場利用証は、県障がい福祉課の窓口もしくは郵便で申請できる他、役場の窓口で受付と交付の取り扱いがされている市町村もある。利用者の利便性を図るため、全ての市町村の窓口で受付と交付の対応をしていただきたい。</p> <p>③思いやり駐車場制度により駐車場に止めやすくなった、という実感もあるが、一方で、利用証の無い車や利用証以外のマークを付けた車が駐車されている例もまだ多く見受けられる。あらためて県民に対して、思いやり駐車場制度を周知していくため、例えば児童を通じてチラシを配布するなど、周知に向けた取り組みをご検討いただきたい。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>①思いやり駐車場の協定施設の拡大に関しては、県の広報媒体(新聞)やチラシを作成・配付し、令和6年12月末現在293施設に協定施設となっていていただいておりますが、引き続き協定施設の拡大に向け周知や区画の増設のお願いを行ってまいりたいと思います。</p> <p>②思いやり駐車場利用証の受付と交付については、市町村のご理解、ご好意、ご協力により、令和6年4月から10市町村において申請の受付・交付が、2市町村において申請書の受付が可能となり、利用者の利便性向上に繋がりました。引き続き、利便性向上に向け、市町村に協力を求めていると思います。</p> <p>③思いやり駐車場制度についてはこれまで、県の広報媒体やチラシを活用したうえで県民に対しての周知活動を行っておりますが、多くの方に制度を知っていただいたうえで、適切に駐車がなされるよう、工夫しながら啓発してまいります。</p>
14		<p>(2) 身体障害者手帳のサイズの統一、デジタル化について</p> <p>①身体障害者手帳の大きさや形態が交付時期によってまちまちで、カードケース等に入らない大きさのものがある。サービスを利用する度に手帳を提示する必要があり、運転免許証や健康保険証などと同じ大きさだと保管や利用がしやすいことから、すでに交付済みのものも含めて大きさを統一していただきたい。</p> <p>②スマートフォンによる障害者手帳アプリの導入などデジタル化が推進され、協力事業者が運営する交通機関や施設等で利用することができる。島根県においてもこうしたアプリの周知と活用を推進していただきたい。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>①島根県が紙媒体にて発行している身体障害者手帳については、国のガイドラインを参考に大きさを定め、県内で統一しております。現在、カード仕様の手帳は発行しておりませんが、紙媒体とは別にカード仕様の手帳についても定められている国のガイドラインや、他県の動向などを踏まえまして、今後、カード仕様の手帳の発行について検討してまいります。</p> <p>②民間ベースで障害者手帳アプリ「ミライロID」があることは承知しております。手帳をお持ちの方やその家族等からアプリについてのご相談があれば、情報提供したいと考えております。</p>
15		<p>(3) 災害時における障がい者の円滑な避難に向けた支援について</p> <p>①福祉避難所や災害時要援護者名簿の障がい者に対する周知の徹底について</p> <p>②障がい者の参加を含めた実効性のある避難訓練の実施について</p> <p>①自分が住む町の福祉避難所がどこにあるのか、災害時要援護者名簿に自分が登録されているのか、承知していない障がい者が多くいると思われる。市町村と連携し、福祉避難所の所在地や災害時要援護者名簿について、障がい者本人やその家族に十分に理解してもらえるよう説明の機会を設けるなどの配慮をしていただきたい。</p> <p>②県の総合防災訓練においては、障がい者がより多く参加できるよう講じていただきたい。また、市町村に対しても障がい者が参加できる防災訓練の実施について働きかけていただきたい。</p>	<p>【防災危機管理課】</p> <p>①市町村においては、障がい者などの皆様一人ひとりに対する災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、個別避難計画の策定が進められており、県としても市町村や関係団体等を対象に計画策定の実務研修を開催するなど、取組を支援しています。この計画策定の過程において、障がい者御本人やその御家族に計画内容を十分に理解してもらうよう、市町村に働きかけてまいります。</p> <p>②県の総合防災訓練では、地元住民による避難訓練も実施しており、島根県身体障害者団体連合会を通じて、今年度の訓練に障がい者の方々にも参加していただきました。また、市町村が実施する防災訓練においても、障がい者の皆様など要配慮者の参加について配慮するよう、市町村担当者会議等で働きかけてまいります。</p>
16		<p>(4) 公共交通の維持等移動手段の確保について</p> <p>近年、公共交通機関の路線の廃止や縮小がされている。自分で移動手段を持たない障がい者にとっては、公共交通機関がなくなると、通院や買い物等生活する上で必要なことができなくなる。特に過疎地にとって公共交通機関が命綱になっていることから、県としても引き続き公共交通機関の維持に努めていただきたい。</p> <p>また、市町村が実施するタクシー利用助成制度について、助成額の拡大や居住地以外の市町村での利用ができるよう市町村に働きかけていただきたい。</p>	<p>【交通対策課】</p> <p>障がいのある方も含め、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていただくための基盤として、地域交通の確保は大変重要です。一方で、運転手不足などを理由として、地域交通の柱であるバスの廃止、減便が続いています。こうした状況の中、県が事務局となり、市町村、中国運輸局、事業者の代表などによるプロジェクトチームを立ち上げて、中山間地域をはじめとした島根の生活交通の維持・確保に向けて検討を進めているところです。各市町村においては、路線バスへの支援、デマンド型乗合タクシーの運行などを実施し、地域の方の移動手段の確保に努めておられ、県でも、こうした市町村の取組を支えるため、運行経費の一部を支援しています。引き続き、市町村とともに、安心して住み続けられる地域づくりに取り組んでまいります。</p> <p>【障がい福祉課】</p> <p>市町村が実施するタクシー利用助成制度について、各市町村で様々なことを考慮して今の仕組みができています。今回のご意見については、機会をとらえて市町村にお伝えしていきたいです。</p>

■各団体からの御意見等の一覧【午前部】

No.	団体名	R6 御意見等の内容	R6回答
17	島根県身体障害者団体連合会	<p>(5) 島根県障害者差別解消条例の制定について</p> <p>県障害者差別解消条例の制定については過去に要望しているが、県の回答は「障がい理由とする差別の解消につきましては、国において障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が定められ、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行政機関や事業所に対して求めています。このように、全国的な法律の枠組みが整備され、法の趣旨を踏まえて取り組みをすすめていることから、現時点では県として、法制度の観点から法律と重なる形で個別な条例を制定して対応しなければならない状況にはないものと考えております。令和6年4月からの合理的配慮の提供の法的義務化に向けて、障がいのある方や事業者等からの相談窓口の強化や合理的配慮の提供事例の周知に努めているところです。引き続き、あいサポート研修の実施や講師養成などを通じて、差別的取り扱いの禁止の主旨をはじめ、様々な場面での合理的配慮の提供など、県民の障がい理解の促進を着実に進めてまいります。」とのことであった。</p> <p>令和6年4月からは、改正障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供の義務化や相談窓口の強化など、共生社会の実現に向けた取り組みが進められていると理解している。</p> <p>これに関しては、障害者差別解消法第3条「国及び地方公共団体の責務」において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定及び実施しなければならない、と明記されており、また、第15条の「啓発活動」においても国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする、とされている。</p> <p>このことから、障害者差別解消に関して条例を制定することにより、県としての責務や具体的な取り組みを明文化することで、一般県民及び事業者の障害者に対する差別解消につながると考える。</p>	<p>【障がい福祉課】</p> <p>障がいを理由とする差別の解消につきましては、国において障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が定められ、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を行政機関や事業所に対して求めています。</p> <p>県としては、同法第3条に基づき、あいサポート研修の実施や講師養成などを通じて、差別的取扱いの禁止の主旨をはじめ、様々な場面での合理的配慮の提供など、県民の障がい理解の促進を着実に進めており、また、令和6年4月からの合理的配慮の提供の法的義務化に向けて、障がいのある方や事業者等からの相談窓口の強化や合理的配慮の提供事例の周知など、啓発活動に努めているところであります。</p> <p>このように、全国的な法律の枠組みが整備され、法の趣旨を踏まえて取り組みを進めていることから、現時点では、県として、法制度の観点から法律と重なる形で個別に条例を制定して対応しなければならない状況にはないものと考えております。</p>